

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

平成30年6月定例会

	<p>議案の 件名</p>	<p>議案第38号 交野市税条例等の一部を改正する条例について</p>	<p>政策等 の区分</p>	<p>計画・事業・条例 その他（ ）</p>												
<p>〈政策等の概要〉</p> <p>【たばこ税関連】市たばこ税の区分整理（加熱式たばこ関連）及び税率増 【市府民税関連】市府民税基礎控除額の変更等 ・その他条項の整理等所要の改正</p>	<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p> <p>地方税法及び関連省令等の改正に伴う条例改正を行う。</p>															
	<p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 16.6%;">総事業費</th> <th style="width: 16.6%;">国庫支出金</th> <th style="width: 16.6%;">府支出金</th> <th style="width: 16.6%;">市債</th> <th style="width: 16.6%;">その他</th> <th style="width: 16.6%;">一般財源</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>				総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源						
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源											
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p> <p>地方税法等の一部改正が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から一部施行されたことから改正を行う。</p>	<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p> <p>【市たばこ税】 税率を3年に渡って増額する激変緩和措置がとられるが、消費傾向によりたばこ税の税収減が想定される。 【市府民税関連】 税収の増減にはさほど影響しないと想定される。</p>															
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p> <p>平成30年3月31日 地方税法等関連法案が公布 平成30年4月1日 地方税法等関連法の一部施行</p>	<p>〈総合計画等の整合〉</p> <p>“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)</p> <p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 30%;">計画名称</th> <td> </td> </tr> <tr> <th>策定年度</th> <td> </td> </tr> <tr> <th>計画期間</th> <td> </td> </tr> </table>				計画名称		策定年度		計画期間							
計画名称																
策定年度																
計画期間																
<p>〈市民参加の状況〉</p> <p>有・無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>																
	<p>〈政策等の実施時期〉</p>		<p>公布の日以降</p>													
	<p>担当部局</p> <p>市民部</p>	<p>担当課</p> <p>税務室</p>	<p>添付資料（有の場合は、その名称）</p> <p>有・無（条例概要、新旧対照表）</p>													

交野市税条例等の一部改正について

1. 条例改正の目的

平成30年4月1日付で、改正地方税法等が公布されたことに伴い、市税条例の関連条文を改正するものである。

2. 条例改正の内容

(1) 市・府民税関連部分

①個人の市民税 施行日：平成33年1月1日

給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除への振替、給与所得控除、公的年金等控除に並びに基礎控除の見直しに伴う措置

- ・非課税措置の範囲を10万円引上げる。
- ・基礎控除及び調整控除の適用を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者を対象とする。

②法人の市民税 施行日：平成32年4月1日

国税と同様に、資本金1億円超の普通法人等に対して、電子申告を義務付ける措置

(2) 市たばこ税関連部分

①税率の引上げ

一般品たばこの卸売価格に課する市たばこ税の税率を現行の1000本あたり5,262円から6,552円に増額する。尚、激変緩和対応として平成30年10月1日より3段階で引上げるものとする。

税率（1000本あたり）	
現 行	5,262円
平成30年10月1日から平成32年9月30日	5,692円
平成32年10月1日から平成33年9月30日	6,122円
平成33年10月1日以降	6,552円

②加熱式タバコの課税方式の見直し

・加熱式タバコの本数換算方法を下表のとおり段階的に移行

現 行	改正前の換算本数×1.0
平成30年10月1日施行	改正前の換算本数×0.8 + 改正後の換算本数×0.2
平成31年10月1日施行	改正前の換算本数×0.6 + 改正後の換算本数×0.4
平成32年10月1日施行	改正前の換算本数×0.4 + 改正後の換算本数×0.6
平成33年10月1日施行	改正前の換算本数×0.2 + 改正後の換算本数×0.8
平成34年10月1日施行	+ 改正後の換算本数×1.0

・改正前の換算本数

課税区分は「パイプたばこ」に分類して、重量1gごとに紙巻たばこ1本に換算（ただし、重量が直接加熱方式と間接加熱方式で異なる）

・改正後の換算本数

重量の要素の換算本数と価格の要素の換算本数を加算することにより求める。

<重量の要素>

巻紙・フィルター等を除外した、葉たばこ・溶液の重量0.4gをもって紙巻たばこの0.5本に換算

<価格の要素>

小売価格等から算定した紙巻たばこ1本あたりに相当する価格（現状約20円）をもって紙巻たばこの0.5本に換算

③旧3級品の製造たばこにかかる税率の経過措置の延長

平成27年度税制改正において講じた旧3級品の製造たばこにかかる税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで延長

（平成31年10月1日より、経過措置切れのため①の税率の引上げと同様）

改正による税率（1000本当たり）		
現行（経過措置）	平成31年9月30日まで	4,000円
参 考	平成31年10月1日から平成32年9月30日	5,692円
	平成32年10月1日から平成33年9月30日	6,122円
	平成33年10月1日以降	6,552円

（3）地方税法の一部改正に伴う、条文の廃止等による条・項ズレの補正及び内容追加等の条文の整理並びに、その他所要の改正

・地方税法附則第15条第43項（経営力向上設備等の特例措置）の平成31年4月1日期限切れ削除に伴う条項変更等

交野市税条例等の一部を改正する条例案 新旧対照表

第1条による改正市税条例（平成15年条例第38号）

新	旧
<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第14条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、施行令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第18条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第45条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p>	<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第14条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、施行令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第18条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節</p>
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、</p>

新	旧
<p>前年の合計所得金額が35万円にその者の<u>同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額</u>（その者が<u>同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額</u>）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>	<p>前年の合計所得金額が35万円にその者の<u>控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額</u>（その者が<u>控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に2.1万円を加算した金額</u>）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>
<p>（所得控除）</p>	<p>（所得控除）</p>
<p>第20条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、<u>前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</u></p>	<p>第20条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、<u>所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</u></p>
<p>（調整控除）</p>	<p>（調整控除）</p>
<p>第23条 <u>前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第21条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</u></p>	<p>第23条 <u>所得割の納税義務者</u> <u>については、その者の第21条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</u></p>
<p>(1) 当該納税義務者の第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条におい</p>	<p>(1) 当該納税義務者の第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条におい</p>

新	旧
<p>て「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 当該納税義務者の合計課税所得金額</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により____給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以</p>	<p>て「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 当該納税義務者の合計課税所得金額</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 第14条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以</p>

新	旧
<p>外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（施行令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。</u>）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第15条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～8 （略）</p> <p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（<u>第10項及び第11項において「納税申告書」という。</u>）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみ</p>	<p>外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（施行令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額</p> <hr/> <p>若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第15条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～8 （略）</p> <p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書</p> <hr/> <p>を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみ</p>

新	旧
<p>なされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 <u>法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</u></p> <p>11 <u>前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又は規則の規定を適用する。</u></p> <p>12 <u>第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</u></p> <p><u>（製造たばこの区分）</u></p> <p>第103条 <u>製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。</u></p>	<p>なされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～9 (略)</p>

新	旧
<p>(1) <u>喫煙用の製造たばこ</u></p> <p>ア <u>紙巻たばこ</u></p> <p>イ <u>葉巻たばこ</u></p> <p>ウ <u>パイプたばこ</u></p> <p>エ <u>刻みたばこ</u></p> <p>オ <u>加熱式たばこ</u></p> <p>(2) <u>かみ用の製造たばこ</u></p> <p>(3) <u>かぎ用の製造たばこ</u></p> <p>(市たばこ税の納税義務者等)</p> <p><u>第103条の2 (略)</u></p> <p>(製造たばことみなす場合)</p> <p><u>第104条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)</u>は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合にお</p>	<p>(市たばこ税の納税義務者等)</p> <p><u>第103条 (略)</u></p>

新

いて、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第105条 たばこ税の課税標準は、第103条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この条及び第109条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこ_____の本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこ_____の1本に換算するものとする。_____

区分	重量
(1) 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1グラム
イ パイプたばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
(2) かみ用の製造たばこ	2グラム
(3) かぎ用の製造たばこ	2グラム

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法

旧

(たばこ税の課税標準)

第105条 たばこ税の課税標準は、第103条第1項_____の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等_____に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ_____の本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

区分	重量
(1) 喫煙用の製造たばこ	
ア パイプたばこ	1グラム
イ 葉巻たばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
(2) かみ用の製造たばこ	2グラム
(3) かぎ用の製造たばこ	2グラム

新	旧
<p>により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法</p> <p>(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法</p>	

新	旧
<p><u>律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</u></p> <p>4 <u>第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等</u> <u>に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第103条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p>5 <u>第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p>6 <u>前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>7 <u>第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに</u></p>	<p>3 <u>前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を</u> _____ <u>本数に換算する場合の</u> _____ <u>計算は、第103条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる</u> _____ <u>製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p>4 <u>前項の計算に関し、</u> _____ <u>製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量</u> _____ <u>に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p>

新	旧
<p><u>定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p><u>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。</u></p>	
<p>(たばこ税の税率)</p>	<p>(たばこ税の税率)</p>
<p>第106条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。</p>	<p>第106条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,262円</u>とする。</p>
<p>(たばこ税の課税免除)</p>	<p>(たばこ税の課税免除)</p>
<p>第107条 (略)</p>	<p>第107条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第103条の2の規定を適用する。</u></p>	<p>3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第103条の規定を適用する。</u></p>

新	旧
<p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第109条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>売渡し等</u></p> <hr/> <p>に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第107条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第107条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第19条の規定により算定した総所得金額、退職所得</p>	<p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第109条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>第103条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等</u>に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第107条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第107条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第19条の規定により算定した総所得金額、退職所得</p>

新	旧
<p>金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に<u>10万円を加算した金額</u>（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第14条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 （略） （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2～16 （略）</p> <p><u>17 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p>（法附則第15条第43項の条例で定める割合）</p> <p>第31条 <u>法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p>（法附則第15条第44項の条例で定める割合）</p> <p>第31条の2 <u>法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p>（都市計画税の課税標準の特例に係る読替規定）</p> <p>第44条 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、<u>第43項若しくは第44項</u>、第15条の2第2</p>	<p>金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額_____</p> <p>_____（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第14条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 （略） （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2～16 （略）</p> <p>（法附則第15条第44項の条例で定める割合）</p> <p>第31条 <u>法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p>（法附則第15条第45項の条例で定める割合）</p> <p>第31条の2 <u>法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p>（都市計画税の課税標準の特例に係る読替規定）</p> <p>第44条 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、<u>第44項若しくは第45項</u>、第15条の2第2</p>

新	旧
<p>項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第131条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>	<p>項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第131条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、<u>第37条の9の4又は第37条の9の5</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>

第2条による改正市税条例の一部を改正する条例（平成15年条例第38号）

新	旧
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第105条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～14 (略)</p> <p>15 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>16 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第105条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～14 (略)</p> <p>15 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>16 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>

第3条による改正市税条例の一部を改正する条例（平成15年条例第38号）

新	旧
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第105条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）<u>附則第48条第1項第2号</u>に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア及びイ (略)</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第105条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）<u>附則第48条第1項第1号</u>に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア及びイ (略)</p>

新	旧
<p>4～10</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第106条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。</p>	<p>4～10</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第106条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。</p>

第4条による改正市税条例の一部を改正する条例（平成15年条例第38号）

新	旧
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第105条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額 (<u>たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定する</u> <u>たばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)</u>をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア (略)</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第105条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額 (<u>所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)</u>をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア (略)</p>

新	旧
<p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法 <u>第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により</u> 算定した金額</p> <p>4～10</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第106条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,552円</u>とする。</p>	<p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号) <u>第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により</u> 算定した金額</p> <p>4～10</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第106条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。</p>

第5条による改正市税条例の一部を改正する条例（平成15年条例第38号）

新	旧
<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第104条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条_____において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）</p> <p>は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>第105条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次_____に掲げる方法により_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>紙巻たば</p>	<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第104条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）</p> <p>は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>第105条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たば</p>

新	旧
<p>のとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの<u>第3項第2号ア</u>に定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p><u>9</u> (略)</p>	<p>のとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの<u>第3項第3号ア</u>に定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p><u>9</u> <u>第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>10</u> (略)</p>

第6条による交野市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第20号）

新	旧
<p>附 則 （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>交野市税条例第106条</u>の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1000本につき2,925円</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1000本につき3,355円</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日まで</u> 1000本につき4,000円</p> <p>3 （略）</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>交野市税条例第103条の2第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52</p>	<p>附 則 （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>新条例</u> 第106条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1000本につき2,925円</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1000本につき3,355円</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年3月31日まで</u> 1000本につき4,000円</p> <p>3 （略）</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>新条例第103条第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52</p>

条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1000本につき430円とする。

5～12 (略)

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡

条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1000本につき430円とする。

5～12 (略)

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡

したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項 において準用する同条 第4項
	平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>
略		

したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項 において準用する同条 第4項
	平成28年5月2日	<u>平成31年4月30日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>平成31年9月30日</u>
略		

第7条による交野市税条例の一部を改正する条例（平成29年条例第8号）

新	旧															
<p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第18条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第94条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(軽自動車税_____の税率の特例)</p> <p>第18条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____に係る第94条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1153 1050 2018 1294"> <tr> <td>第94条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </table> <p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において</p>	第94条第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円
第94条第2号ア	3,900円	1,000円														
	6,900円	1,800円														
	10,800円	2,700円														
	3,800円	1,000円														
	5,000円	1,300円														

「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第94条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第94条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第94条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

2 (略)

5 (略)

3 (略)

4 (略)

6 (略)

7 (略)